

中学校完全給食推進連絡協議会・平成28年度第3回会議 会議録

開催日時 平成29年(2017年)3月28日(火)13時15分～15時02分

開催場所 横須賀市役所3号館正庁

出席者

(構成員)

野比中学校校長	栗原 裕	田浦中学校教諭	西川 美樹
久里浜中学校教諭	島田 賢人	常葉中学校養護教諭	大谷 理恵
岩戸小学校校長	鎌原 徳宗	公郷小学校教諭	川上 倫世
小原台小学校教諭	松本 純子	野比東小学校栄養教諭	名取 美智子
公郷小学校学校給食調理員	谷田部 典子	城北小学校学校給食調理員	河合 泉
大矢部中学校保護者	阿部 敏博	北下浦中学校保護者	坪井 千鶴
長浦小学校保護者	桜井 健	小原台小学校保護者	小沼 珠美
学校教育部長※座長	伊藤 学	教育政策担当課長	阪元 美幸
学校管理課長	菅野 智	教育指導課長	佐藤 昌俊
支援教育課長	丹治 美穂子	学校保健課長	藤井 孝生
スポーツ課長	三橋 政義		

(代理出席者)

教職員課主査指導主事 高橋 直樹

(事務局)

学校保健課指導主事	小田 耕生	学校保健課係長	田中 慎一
学校保健課主査	望月 由美子	学校保健課主任	津田 尊夫
学校保健課主任	中川 雄介	学校管理課係長	田辺 勇

(欠席)

久里浜中学校教頭	島川 浩一	総務課長	大川 佳久
----------	-------	------	-------

1 開会

2 座長あいさつ

本日は、年度末のご多用の中、中学校完全給食推進連絡協議会・平成28年度第3回会議にご出席を賜り、誠にありがとうございます。本日は、「中学校完全給食実施方式検討に係る調査」の報告書がまとまりましたので、その調査結果を中心に、議論を進めたいと考えております。ある程度、具体的なイメージを持った状態で議論ができるかと思います。こ

の調査報告書がまとまった後に、市議会の特別委員会、教育委員会定例会、庁内組織である中学校完全給食推進本部専門部会に報告をし、様々な立場の方からご意見をいただいている段階です。本日の連絡協議会におきましても、まさに今、給食に直接関わっていらっしゃる方も含めて、様々な立場の方がいらっしゃいますので、それぞれのお立場から忌憚のないご意見、率直なご質問等をいただければありがたいと考えております。ご協力の程よろしくお願いたします。

3 案件

- (1) 中学校完全給食実施に向けた検討状況について
- (2) 中学校完全給食実施方式検討に係る調査報告について
- (3) 給食調理業務の運営方法について（直営・委託）
- (4) 栄養教諭・学校栄養職員の配置について
- (5) 構成員の所属団体からの検討課題等

◆資料説明（案件（1）から（5）について一括して説明）

【事務局】

◇資料1「中学校完全給食実施に向けた検討状況について」

「1 検討組織等」については、前回の連絡協議会以降の検討組織等の開催状況と質問・意見等について記載している。

「2 請願」については、「横須賀でも中学校給食を実現する会」から教育委員長、議長あてにそれぞれ請願が提出された。請願項目は、中学校給食について、自校方式での実施、調理業務を直営で実施、そして栄養士を各校に配置することを希望するものであった。教育委員会では2月定例会で審議し、請願者に所見を伝えた。また、市議会では3月1日の中学校完全給食実施等検討特別委員会で審議され、不採択となった。（2）に教育委員会の所見を記載している。

「3 今後のスケジュール」については、3月23日開催の市議会特別委員会での報告とともに、3月中に各検討組織に調査結果を報告し、意見をいただく。現時点では、4月中を目途に各検討組織の意見を集約し、5月には事務局で実施方式の素案を作成し、その素案について意見をいただき、実施方式案を決定していきたいと考えている。平成29年6月の市議会定例会の特別委員会で、実施方式案を報告し、教育委員会で正式に実施方式を決定したいと考えている。

◇資料2「中学校完全給食実施方式検討に係る調査報告について」

「1 調査方法等」の「(2) 現地調査等」に記載した「ア 中学校現地調査」および「ウ 小学校調査」の結果については報告書の別冊に整理した。

「2 実施方式の概要」の「(3) 留意事項」は今回の検討にあたっての留意事項であり、「ア 用地確保の必要性」にあるように、自校方式・親子方式は、それぞれ中学校・小学校の敷地内に整備するため、用地を新たに確保する必要はないが、センター方式は、給食センターを建設するための用地を確保する必要があり、手続き等の時間が必要となる。また、「イ 学校給食衛生管理基準に基づく施設整備」にあるように、自校方式・センター方式は、学校給食衛生管理基準に基づく新たな施設を整備することになる一方で、親子方式は古い既存の小学校給食室を改修・増築するだけなので、整備される施設は根本的に異なるものになる。

「3 市立小・中学校の食数」についてだが、①に記載したように、全体の児童生徒数は、毎年減少していくと推計されている。一方で、個別の学校では児童生徒数が急増する学校もあると推計されている。

「4 自校方式」については、「(2) 判定基準等」に記載したが、現地調査で各中学校の給食室建設候補場所を想定し、既存の教育活動への影響の度合いにより、整備のしやすさをa～cの3段階で評価した。その上で、イに記載のとおり、各学校や候補場所における、法令上の課題を整理した。各学校における法令上の課題の確認にあたっては、事業者の調査だけでは判断が難しい部分も多く、都市部の協力を受けた。それらを踏まえて、「ウ 自校方式に関する判定」に基づき、A～Dの判定をした。判定結果については、記載のとおりで、B判定、整備できる可能性が高い、が12校、C判定、整備が困難、が10校、D判定、整備が極めて困難、が1校という判定となった。

「(3) 他の中学校からの提供可否」については、中学校間での親子方式について検討した。提供できる食数だけで考えた場合には、「イ 他校への提供可否」に記載のとおり、池上中から鷹取中へといった4つの組み合わせで提供可能という判定となった。ただし、「ウ 他校への提供に関する法令上の課題」に記載のとおり、他校の給食を調理し配送する場合、給食室は建築基準法上、工場用途となり、同法第48条ただし書の許可を得なくてはならなくなること、また、中学校の給食室は既存校舎とは別棟で建設するため、学校用途と工場用途を敷地分割し、それぞれの敷地で接道要件を満たす必要があるなど、実際の整備にあたっては課題がある。

「(4) スケジュール」については、設計、建設を仮に毎年5校ずつ行くと仮定した場合のスケジュール案を記載した。1年あたりに何校整備できるかにより、全校での給食開始時期が変わってくることになる。

「5 センター方式」の「(2) 1カ所設定」について、以前の会議でも報告したが、1カ所設定については、旧平作小学校でシミュレーションを行った。旧平作小学校について

は、敷地の広さや形状、周辺道路の状況、市全域に配送可能な場所にある、という点は良いと考えているが、原則として給食センターを建設できる用途地域ではないため、センター方式で実施することが決定した場合でも、建設可能な用途地域の用地の購入を含め、候補場所については改めて検討が必要であると考えている。

「(3) 2カ所設定」についてだが、今回の調査では、仮に、市域を南北2つのエリアに区分した上で、北エリア 4,000 食、南エリア 7,500 食の2カ所で給食センターを整備する想定とした。なお、市の未利用地である旧上の台中学校についても現地調査を行い、検討したが、建設可能な用途地域ではないことに加え、周辺道路の状況などに課題があり、給食センターの整備は難しいと判断された。なお、仮に2カ所で実施する場合は、市全域の給食センター建設可能な用途地域で、購入可能な用地を探し、候補場所を検討するなどの必要がある。

「(4) 事業手法」についてだが、給食センターの整備にあたっては、民間事業者のノウハウを効率的に活用可能な6つの事業手法の内容を整理した。資金調達、建設、所有、維持管理運営の役割を市と民間のどちらで担うのか、また、設計・施工・運営を分離発注するのか一括発注するかなどによって分かれている。なお、「イ 費用比率」に記載したが、今回の調査では、他自治体の事例などを参考に、公設民営を100%とした場合の各事業手法の比率を想定し、それに基づき費用を算出した。

「(5) スケジュール」では、事業手法別のスケジュール案を作成したが、現時点では建設用地を確保できていない状況のため、土地取得に要する期間を別途検討する必要があるが、各事業手法の中では、リースと民設民営が一番早く給食開始が可能と想定されている。なお、自校方式と親子方式の場合は、学校によって給食開始時期がずれることを想定しているが、センター方式は、全校同時に開始できるものと想定している。

「6 親子方式」については、現在の給食室の設置機器、増築をせずに機器の増設等を行った場合、増築をして機器の増設等を行った場合、それぞれで、提供可能な食数と学級数を試算し、小学校の食数等も考慮して、親子の組み合わせを設定した。ただし、親子方式については、「イ 法令上の課題」に記載のように、他校の給食を調理し配送する場合、給食室は建築基準法上、工場用途となり、同法第48条ただし書の許可を得なくてはならない。なお、増築をする場合には、既存校舎への影響等を含めて課題が出てくるため、その対応も必要となる。それらを踏まえて判定した結果、増築なしで提供可能となる学校が13校、増築をして提供可能となる学校が10校という判定になった。

「(5) スケジュール」についてだが、自校方式と同様、設計、建設を仮に毎年5校ずつ行くと仮定した場合のスケジュール案を記載した。こちらも1年あたりに何校整備するかにより、全校で給食が開始できる時期が変わってくることになる。なお、改修か増築かで工事期間の長さが変わるが、どちらの場合でも工事期間中、小学校の給食室が使えなくなるため、何らかの対応が必要となる。

「7 荷受室」についてだが、センター方式または親子方式で給食を実施する場合、セ

ンターまたは小学校から配送されるコンテナ等の一時的な保管や別に配送されてくるパンや牛乳の保管等のスペースとして荷受室を設けることが一般的である。この荷受室については、全校に整備可能という判定になった。

「8 昇降機」については、給食室または配膳室からコンテナ等を各教室に運搬するため、設置について検討した結果、全校に設置可能という判定になった。基本的には全校でエレベーターの整備が可能だが、1カ所だけエレベーターの設置が難しく、小荷物専用昇降機を設置する想定となっている。

「9 施設に附加できる取り組み事例等」についてだが、他都市の事例などを参考に、災害時の給食施設の活用や食育に関する施設の活用、維持管理しやすい施設の設計などについて調査した。

「10 各実施方式の比較」の「(2) 実施方式別費用比較」だが、自校方式については、整備が困難、整備が極めて困難と判定された中学校についても仮に整備した場合の金額として費用を算出している。「エ 総費用 (30 年間)」欄外の注にあるように、自校方式は鉄骨造、センター方式は鉄骨造/1カ所/公設民営の場合を例に挙げた比較表である。初期整備費は、自校方式が約 83 億円、センター方式が約 64 億 6 千万円、親子方式が約 51 億 7 千万円との試算結果となった。維持管理運営費は、自校方式が約 253 億 8 千万円、センター方式が約 188 億 4 千万円、親子方式が約 206 億 4 千万円という試算結果となった。また、センター方式については、それ以外に事業手法の比較の際に使用した、資金調達関連費について約 33 億 6 千万円、センター 1カ所の場合の旧平作小学校でのシミュレーションのため、建物解体に係る費用が約 1 億 2 千万円との試算結果になった。「イ 維持管理運営費」の表の 1 番下に 1 年あたりの費用を記載している。自校方式が約 8 億 5 千万円、センター方式が約 6 億 3 千万円、親子方式が約 6 億 9 千万円という試算結果になった。「キ センター方式事業手法別費用比較 (30 年間)」については、DBOが一番安く、PFI、民設民営がそれに次いで安いという試算結果になった。

◇資料 3 「給食調理業務の運営方法について (直営・委託)」

全国で見た場合、平成 26 年 5 月 1 日現在で、学校給食の調理業務の外部委託比率は 41.3% となっている。直営のメリット、デメリットについては記載のとおりである。委託のメリットについては、民間事業者による効率的な運営で、費用削減や効果的な運用を期待できることが挙げられる。一方で、デメリットとしては、教育委員会や校長等が、調理員に指示をする場合、委託会社を通さなければならず、直営と比較して連携がしにくくなる恐れがあることなどが挙げられる。また、委託会社によって調理員の資質、能力が左右される恐れもある。なお、今回の調査結果などを参考に費用比較した結果を記載した。今回の試算では、調理員の人件費だけで見ると委託費用の方が大幅に安くなったが、委託の場合は、営業経費や企業の利益なども含まれて、合計としては資料に記載の金額となる。一方で、

直営の場合の労務管理等の費用は算出が難しいことなどから正確な比較は難しいと思われる。

◇資料4「栄養教諭・学校栄養職員の配置について」

中学校完全給食の検討の中ですでに、栄養教諭・学校栄養職員の配置についての多数の質問や意見が出ているので、資料として整理した。配置基準については、「1 栄養教諭・学校栄養職員の配置基準」に記載のとおり、実施方式によって異なる。

「2 現在の小学校の栄養教諭・学校栄養職員の配置」についてだが、現在自校方式で実施している小学校においては、配置基準により18人の栄養教諭・学校栄養職員が県費職員として配置され、加えて、市費職員として5人配置し、46校に対し計23人の栄養教諭・学校栄養職員で1人が2校を兼務する体制としている。

「3 栄養教諭・学校栄養職員配置の想定について」の「(1) 配置条件の設定」では、中学校完全給食を実施した場合の栄養教諭等の配置について、表中1～4に記載した体制の場合、県費として何人配置されるか、また、不足する分を市費で何人、任用する必要があるかについて算出した。なお、親子方式については明確な基準がないため、今回の試算では、対象となる小学校・中学校の児童生徒数を自校方式の基準にあてはめて試算した。

また、(2)では、(1)の表の不足人数に基づき、市費の非常勤職員の想定単価から各配置体制に要する費用を試算した。

◇資料5-1「構成員の所属団体からの検討課題等（学校保健研究会 養護教諭部会）」

学校保健研究会 養護教諭部会で整理していただいた検討課題等である。食物アレルギーに関して、自校方式、センター方式、親子方式のそれぞれ効果的である点、課題である点、そして、課題を解決するために必要なこととして、各方式共通で必要と思われること、方式ごとに必要と思われることについて記載していただいた。

◇資料5-2「構成員の所属団体からの検討課題等（食教育研究会 栄養指導研究部）」

食教育研究会 栄養指導研究部で整理いただいた検討課題等である。研修環境や運営面に関する意見のほか、その他として小学校給食に及ぼす影響も考慮して幅広い検討を行うこととの意見をいただいた。

【伊藤座長】

資料5-1、5-2については、構成員の所属団体からの検討課題等である。それぞれ関係の方から補足があればお願いしたい。まず、資料5-1について、学校保健研究会養

護教諭部会の大谷養護教諭から、補足等あればお願いしたい。

【大谷（中学校養護教諭）】

これまでと同様に、養護教諭部会では、食物アレルギーの事故防止の観点に絞って意見を集約した。様々な意見が出たが、多かったものをまとめた。

まず、食物アレルギーの事故防止の観点から言うと、やはり日常から顔が見える関係や情報管理のしやすさ、誤配送のリスクが少ないという点で、自校方式が一番望ましいという意見が多数だった。センター方式、親子方式については、自校方式と比較すると、誤配送、誤配食のリスクが高いのではないかと、また、きめ細かなその日その日の対応が難しいのではないかとという意見が多かった。

親子方式は、一つの小学校から一つの中学校へ進学し、その小学校から給食が提供されるというのであれば、小学校での対応をそのまま継続できるという点でメリットが大きいと考えられるが、今回の調査結果で示されているように、必ずしも在籍していた小学校から提供されるというわけではないのであれば、メリットが少なくなり、情報共有、情報管理がかえって煩雑になるのではないかとという意見があった。また、小学校側に相当な負担をかけることになるのではないかとという意見が多かった。

センター方式については、食中毒も含めて、何かトラブルが起きた場合、影響する範囲が大きいのではないかとという意見があった。しかし、食物アレルギー専用の調理スペースを確保しやすく、また専門知識を持って対応できる職員を常駐させることができるのであれば、対応しやすいのではないかとという意見もあった。そうすると市で統一した対応が可能となると思われる。現在、小学校ごとに食物アレルギーについて、対応できる範囲に違いがあるとも聞いている。その点では、センター方式で専門的な対応ができる範囲が広がるのであれば、給食を提供できる子どもが増えるのではないかとという意見があった。

いずれにしても安全管理に専念できる専門職員の配置が必要であるという意見が多数である。専門職員が配置されることで、各校の状況に合わせた食育も可能となるだろうし、また、食物アレルギーについての理解もより深まることで、食物アレルギーを有する子どもたちが、安心して生活できる社会の土台づくりが期待できるのではないかとという意見があったので、ぜひ、専門職員の配置について進めていただきたいと考えている。

【伊藤座長】

次に資料5-2について、食教育研究会 栄養指導研究部の名取栄養教諭から、補足等あればお願いしたい。

【名取（小学校栄養教諭）】

この意見は、主に中学校給食の経験がある2人の方から出された内容である。私たちは、給食時間は食育のための学習時間と捉えている。その中で、研修環境や運営面についての

意見をまとめた。今、栄養教諭、学校栄養職員の中でも給食の食物アレルギー対応について小学校でどの程度できるかということをもとめている。その内容が中学校給食にそのまま移行するというわけではないと思うが、給食における食物アレルギー対応について、これからどうすべきか検討し、まとめ始めている状況である。

◆質疑

【谷田部（小学校給食調理員）】

自校方式の検討の中で、給食室の整備が困難、極めて困難と判定された学校のうち、他の中学校からの提供を受けられる中学校として4校示されている。中学校からの提供以外に、近隣の小学校からの提供については検討しないのか、お聞きしたい。

また、調査結果を見ると、自校方式、センター方式、親子方式の3つの実施方式に分けてそれぞれ単独でまとめられているが、各方式を組み合わせるという考えはないのか、お聞きしたい。コスト面や子どもたちにとって最も良い方法は何かと考えたときに、自校方式と親子方式を組み合わせたり、センター方式と自校方式を組み合わせたり、という検討をしても良いのではないかと感じた。

【事務局】

1点目の質問について、小中学校間での親子方式の検討も行っており、検討内容は、親子方式の調査結果として整理してある。中学校間での親子方式については、中学校に建設する給食室の規模から、他の中学校に提供できるかについて検討したため、自校方式の調査結果の中にまとめた。

2点目の質問についてだが、例えば自校方式で給食室の建設が難しいという学校がある場合、それにより自校方式自体が不可能とするのではなく、提供できない学校があった場合にその学校のみ親子方式により提供するという可能性もあると考えている。しかし、全体の軸として、一つの方式をベースにして、それができない学校は違う方式で対応するというふうに考えていかないと、組み合わせのパターンが無数に広がってしまうので、まずはこの実施方式をベースにするということを検討したいと考え、3つの実施方式を比較する形で整理をした。実際に検討を進めていく中では、一つの方式に統一できないことがあれば、自校方式が難しい学校を親子方式にしたり、自校方式とセンター方式を組み合わせたり、ということが出てくると考えている。

【島田（中学校教諭）】

資料2と別冊資料を確認して率直に感じたこととしては、全体的に子どもの目線が失われているのではないかと感じた。私は久里浜中学校に勤務しているので、別冊資料の久里浜中学校の内容と資料2を見ながら、子どもたちがどう思うかと考えた。久里浜中学校に

限ったことではないが、自校方式の場合、別棟に給食室を建てることとなり、多くの学校でグラウンドや限られたスペースに建設し、窓からの眺望も全て失われてしまうことになるのではないかと感じた。さらに、資料2の11ページで昇降機は全校に設置可能と判定されているが、例えば久里浜中学校の昇降機設置候補場所を確認すると、現在放送室や教室がある場所なので、実際に昇降機を作る以上に、別の費用が発生してしまうのではないかと考えた。設置可能と判定されている基準を改めて確認したい。久里浜中学校の自校方式については、整備が困難とされるCと判定されているが、他の学校についても様々な状況があると思うので、もう少し詳しくお聞きしたい。

【事務局】

自校方式の検討については、同じ視点で全校を見るために、各学校の事情は問わずに検討を進めさせていただいた。今回の判定の中では、教育活動に影響が大きい部分、グラウンドや技術室はC判定とし、物理的に建てられるかどうかという点は別にして、教育委員会としては、教育活動に影響が大きいので難しいという判定をしている。また、どこかで線を引かなければならないので、倉庫や、ご指摘のあった眺望についてなどは度外視して進めてしまった部分はある。そういったものを撤去するなどして整備可能というのであればB判定とした。一定の基準を設けて自動的に判定をしているので、当然学校現場の先生方からは今いただいたような意見は出るだろうと考えていたし、これから各方式について検討していく上で、議論になっていく部分だと思っている。グラウンドや技術室を撤去してでも給食室を作るのかということは、十分に議論しなければならないことだと考えている。

一方昇降機については、技術的に設置できるかということを中心とし、昇降機を校舎の中に設置できるかということしか見ていないのに近い状況なので、実際にその場所に昇降機を設置することによって移さなければならない教室などは出てくると思う。費用の中に教室の移転費用も加算してはあるが、ご不便をおかけすることも踏まえ、生徒の安全面や日課の問題を考えて昇降機を設置するのか、こういう状況で昇降機を設置するのであれば手運びの方が良いのか、あるいは小荷物専用昇降機の方が良いのか、ということについては、十分に意見をいただいて、共通の理解を持っていただいた上で議論を進めていきたいと考えている。

【伊藤座長】

今の質疑にもあったが、今回の報告書の作成にあたっては、各中学校の意向については相談をせずに、設置できる可能性があるのかという視点だけでまとめている。そういう意味では、本日の会議で報告書には記載されているが実際には不可能ではないか、というような意見についても率直に挙げていただきたい。

【西川（中学校教諭）】

今の質疑と関連するが、私が勤務する田浦中学校はB判定とされている。しかし、給食室の設置場所を見ると、田浦中学校は奥の方に管理棟があり、正面玄関も2階にある。その前に憩いの広場という、子どもたちが休んだり、部活動の際に荷物を置いたりと利用している場所があるが、そこが設置場所になっている。正面玄関の前で、それも敷地の奥の方に位置しているこの場所に、毎日食材などが搬入されるということを考えると、本当にこの場所で良いのかと感じた。もう一つの候補場所は、グラウンドの端であり、正門からすぐの場所に設置すれば、体育の授業には支障がないかもしれないが、体育の授業以外に部活動でグラウンドを使用しているので、多くの生徒が部活動をする中で、活動場所が確保できず、安全面に心配がある。今も野球部、サッカー部、陸上部は必ず外で活動しているが、例えば野球部のボールがサッカー部の生徒に当たってしまわないかというような心配があり、より狭い場所で活動するとなると本当に可能なのかと感じた。

【伊藤座長】

確かに部活動も重要な教育活動であり、今いただいたような意見もあると思う。

報告書の18ページから21ページの判定について、教育活動への影響に関する判断基準を、再度事務局から説明し確認したい。

【事務局】

では、報告書の18、19ページをお開きいただきたい。こちらに各中学校の給食室設置候補場所が記載されている。ここに給食室整備に係る課題として、①から⑥までの基準を設けている。①は、想定している給食室の面積は確保できないが、工夫すれば何とか運用できるだろうという場合、②は、倉庫等の小規模な施設を撤去しなければならない場合、③は、花壇等の工作物を撤去しなければならない場合であり、①から③に○がついていると、候補場所評価はbとしている。④は、貯水槽、敷地造成、⑤は運動場、⑥は特別教室等となっており、これらに該当する場合は、評価cとしている。それぞれの候補場所のうち、評価が高い方の候補場所で、なおかつ、学校敷地に関する調査及び可能性の判定で法令上の課題に▲がついている場合、評価aのところにはB判定を付けているが、基本的には大きな影響はないという考えでそのままの判定にしている。21ページの北下浦中学校だけ、法令上の課題が厳しいということでD判定としている。今回はこの基準に基づき、A、B、C、Dという判定を付けているが、今いただいた意見は、B判定だが、学校としては非常に困るということだと思うので、各学校で見て、意見をいただきたい。また、それとは逆の考えの方もいらっしゃると思うので、なるべくたくさんの方から意見をいただきながら、教育委員会としての実施方式案を検討していきたいと考えている。忌憚のない、率直な意見をいただきたい。

【伊藤座長】

仮に自校方式とする場合、敷地内に今はない給食室を設置することになるので、今の説明のように、⑤、⑥の運動場や特別教室、部室等の移設を伴う場合には、これは教育活動に影響が大きいだろうということになる。それ以外のところについては、ある程度工夫をすれば対応できるのではないだろうか、ということでこの表が作られている。しかし、実際はそうではない、ということがあれば、意見として承りたいと考えている。

【名取（小学校栄養教諭）】

別冊資料 215 ページで親子方式の場合の野比東小学校の増築部分を見たが、回転釜の大ききの 230 リットルというのは、径がどのくらいのものか。今、小学校では 120～130 リットルの回転釜を使用している。それが 230 リットルとなったときに、調理員が洗うことができるのだろうか、現場からも意見が出ている。非常に大きな回転釜なのではないだろうか。また、工夫して熱風消毒保管庫を設置する想定をしているが、実際に設置することができるのだろうか、という意見も現場の調理員からあがっている。

【事務局】

現在各小学校の給食室に設置している回転釜について、学校ごとに多少の違いはあるが、基本的には満水量と言って水をいっぱいまで入れたときの容量が 180 リットルのところが多い。その一回り大きいサイズが 230 リットルである。手が届くだろうかという心配からの意見だと思うが、大きさとしてはそのような違いがある。

熱風消毒保管庫の配置についてだが、現在の小学校の給食室の何も無いところに新たに置くことができるかと考えると、それは難しいということは承知している。実際に新たに熱風消毒保管庫を増やすのであれば、今設置してある他のものを調整したうえでスペースを確保して設置することになるかと思う。

【伊藤座長】

今の質問や意見は実際に作業している方でないとわからない貴重な内容だと思う。

【河合（小学校給食調理員）】

今の名取栄養教諭の意見とも関連するが、現在、自校方式の給食室で調理をしている立場から図面についてお聞きしたい。参考資料の 13 ページ等の給食室の想定平面図について、下処理室や調理室など調理に関わる部屋については記載されているが、実際の調理現場では物品を整理しておく棚や物品倉庫が必要となってくるので、それらについてはどのように想定しているか。

次に参考資料 15 ページ表 12 に「主な厨房機器及びモデルごとの数量」として、流し、水槽などが記載されているが、調理台についてはどのように設定しているのか、また熱風

消毒保管庫を棚の代わりに使うこととしているのかなど、想定についてお聞きしたい。

また、親子方式の場合の回転釜についてだが、現在の調理室をほとんど整備しなくても回転釜の容量を変えることで対応できるというのであれば、230 リットルの回転釜に変えるというのも可能性としては良いと思うが、実際に大きい回転釜ですべてを賄えるわけではないと現場は考えている。中学校の分を先に調理するか、あるいは調理は同時かもしれないが、配送に出すのは中学校の方が先になると思われるので、作業工程上、時間に差が出てくると思う。

また現在の回転釜は 180 リットルだが、通常毎日それで 350 食炊くというのは、現場の調理員としては非常に厳しい作業だと思っている。数日間、事情があつて臨時に炊くということであれば可能かもしれないが、350 食となると、米のキロ数にするとおそらく 27～28 キロ近くになると思うので、毎日の作業としては、非常に厳しいと考えている。

もう一点、親子方式に関して、常葉中学校に対しては山崎小学校との組み合わせが調査結果に示されている。隣接する諏訪小学校と組み合わせるのが最も問題がないのではないかと思っていたので、この組み合わせに諏訪小学校が対応できなかった理由があればお聞きしたい。

【事務局】

想定平面図で、大きく記載されているのは検収室、下処理室、調理室、配膳室、洗浄室だが、他にも想定しているものもある。また今回はあくまでも一般的なモデルとして示されているものである。移動台については、主だったものについて記載しているので、機器及び数量には記載していないが、設置する想定である。棚か熱風消毒保管庫という点については、基本的には食品庫は棚を、調理室には棚ではなく熱風消毒保管庫を設置する想定になっている。

350 食炊くという想定については、事前に現場の方の意見を伺う機会がなく申し訳なかった。事業者を確認する中では支障が出るような報告は受けていなかったもので、350 食という想定をしたが、今の意見のように 350 食炊くことが厳しいということであれば、その分を差し引いてこの結果を見なければならぬと思う。

また、作業工程の時間については、小中学校の給食時間がずれていることもあり、今の段階では 2 回転するのは難しいと考えている。中学校の方を先に出すが、中学校の給食時間は 12 時 50 分頃なので、2 時間以内の喫食を目指すと、小学校の配缶を始める直前でないと出すことができないと想定している。

常葉中学校の組み合わせについては、諏訪小学校がドライシステムの給食室で部屋が区切られている状況であり、今回の検討は回転釜と熱風消毒保管庫の容量をどの程度上げられるかというものなので、部屋が区分されていると回転釜を増やすのが難しく、諏訪小学校で常葉中学校の分を作るのは難しいということとなった。一方、山崎小学校は増築すれば、この考え方に基づいて、常葉中学校の分を提供することは可能という判断であった。

私たちが、常葉中学校については諏訪小学校から提供するのが望ましいと考えていたが、計算上はこのような結果となった。

【阿部（中学校保護者）】

資料1のスケジュールについて、4月・5月で意見集約を行い、事務局で実施方式案を作成するとなっているが、実施方式案を作成するにあたり、この連絡協議会や各検討組織からの意見はどの程度のプライオリティがあるのかお聞きしたい。

また、実施方式案を作成するにあたり、ベースとなる実施方式案を決めて、対応できないところがあれば他の方式と組み合わせていくとのことだったが、ベースを決めるにあたって、現在考え方の核となるものをすでに持っているのか、それとも様々な意見を集約していく中で考えていくのかお聞きしたい。

【事務局】

現在、事務局でこの実施方式にしたいというものは持っていない。どの角度から考えるかによってそれぞれ一長一短あるので、皆さまからいただく意見は重要なものとなってくると考えている。また市の推進本部や専門部会では、財政的な制約や増築が難しいことについての意見も出されているので、各検討組織から出された意見を総合的に判断することになると考えている。実際には様々な案のうち、制約があり難しいプランもあると思われるので、現実的であり、今出されている様々な意見を踏まえて理解を得やすい案を考えていければと思っている。特にどの組織にプライオリティがあるというような考えもない。

また、判断材料については、教育委員会としては子どもたちの食育が重要だと考えており、昨年教育委員会の検討結果として、中学校の昼食のあり方についての基本方針と行動計画を決定しているので、それを実現できるかという点は大事にしていきたいと考えている。しかし、それぞれの角度から様々な制約や費用面も含めての難しさもあるとは承知しており、それらを総合的に勘案して考えていきたいと思っているので、現時点でこの点に重きを置くということについては答えるのが難しい状況であるをご理解いただきたい。

【阿部（中学校保護者）】

市PTA協議会としても、微力ながら子どもたちの食育について取り組んでおり、子どもたちにとって最も良い方向で考えていただきたいと思っている。

【伊藤座長】

構成員の皆さまには第1回会議の際に資料として、「中学校の昼食のあり方について（概要版）」を配付している。これは、今事務局から説明のあった、望ましい昼食のあり方、基本方針、行動計画について、昨年の6月に教育委員会で議決したものであり、これから外れないように、また、今回の報告書の中で、できることとできないことが明らかになって

きたので、今後は報告書やこれまでの会議でいただいていた意見を踏まえて、実施方式案をまとめていくことになると思う。

【川上（小学校教諭）】

今後、中学校の先生方から意見を聞く会議を開催するなど、何らかの方法で意見を聞くことは考えているか。自分の学校のことではわかっていても、他の学校のことや、小学校の教師からすると、中学校の生徒や教師の動きについて想像ができない。しかし実際の教師の動きがどのようなものかというのが重要だと考えている。これまでの議論にも、この部屋をなくしてしまって大丈夫か、といった意見もあった。意見を聞く機会がない状況で進められてしまい、子どもたちの教育活動が制限されてしまうのはおかしなことだと思う。食も大事だが、部活動や授業、先生方の動きも大事なものなので、意見を吸い上げる機会を設けるのかについてお聞きしたい。

また、現在行っている食教育研究会のグループでの取り組みに、中学校の先生方も参加され、今の中学校の様子について聞くことができたのだが、中学校の先生方は非常に不安に思っているようであった。実際に完全給食を行うにあたり、時間はあるのか、給食指導はできるのか、何をするのか、といった大きなことから小さなことまで非常に不安に思っていると感じた。突然完全給食が開始されるということはないと思うが、実際に指導するのは現場の先生方であるし、特に中学校は教科担任制なので、小学校のように学級担任がずっと教室にいるわけではなく、どのように実施するのか、給食前の授業の教師が教室に残るのかなど、教師の動きまでわかるような情報を出していないと、現場も取り組みづらく、食育などの取り組みの効果も得られないというような状況になりかねないのではないか。ホームページに掲載したり資料を配付したりということはすると思うが、もっとイメージがわくような取り組みをした方が良いのではないかと感じた。

【事務局】

今の指摘についてはそのとおりだと思う。事務局としても心配している部分である。中学校完全給食の実施については、望まれている先生方もいたと思うが、必ずしも学校現場からの希望で開始が決まったことではないと捉えている。アンケートの結果も学校側の希望は決して高くなかったもので、学校現場の理解を得ながら、課題や心配は少しずつでも解決していきたいと考えている。今後の検討にあたって、具体的な先生方の動きなどについては、直接話を伺う機会を持てれば、ぜひそうしたいと考えているが、実施方式案の決定にあたってとなると、限られた時間の中で決めていくことになるので、学校現場の代表として参加していただいている連絡協議会の構成員の皆さまに、ここでの議論の内容を学校に持ち帰っていただき、所属団体など先生方の意見を集約していただき、それを参考に検討を進め、実施方式案を決めていきたいと考えている。また、実施方式が決まってからも、どの方式であっても完全給食の実施までは2年、3年という期間がかかるということが今

回の報告書でも示されている。その中でしっかり時間をかけて話し合いながら進めていきたいと考えている。

【松本（小学校教諭）】

親子方式について質問したい。

親子方式に特に反対というわけではないが、小学校への影響は大きなものとなると考えている。例えば、参考資料の8ページに工事などのスケジュールに関して、工事期間中には小学校の給食は止まるとのことであった。その間小学校の子どもたちの昼食はどうなるのか懸念している。長い場合かなりの期間になると思われるので考え方についてお聞きしたい。工期が夏休みにかかるように工夫していただけることもあると思うが、学校数を考えるとすべての学校がうまく期間を設定できるとは考えにくい。今わかる範囲で教えてほしい。

また、小学校現場の教員の多忙化について懸念している。参考資料の85ページ等に親子方式の組み合わせが示されており、例えば私の所属する小原台小学校は親子方式の対象にはなっておらず、近隣の鴨居小学校が鴨居中学校との組み合わせになっている。現在の栄養教諭・学校栄養職員については、本務校である鴨居小学校に週4日、兼務校である小原台小学校に週1日に勤務している。このような場合、小学校給食担当の教員は、主に給食会計と給食事務の2種類の業務をしている。1人で行う場合もあるが、現在小原台小学校の場合、担任を持っている教員がそれぞれ1人ずつ担当する体制をとっている。給食会計についても非常に大変な業務となるが、今回の趣旨とは少し離れるので、給食事務に関して情報提供したい。給食事務の担当教員は、食数を、パン、米飯、牛乳の各事業者により毎月20日までに報告しなければならない。報告数は子どもの人数と大人の人数の2種類の数を報告する。今の学校には様々な立場の方が入っており、例えばサポートティーチャー、介助員、臨時に来る非常勤職員、英語を教えるALTのほか、学生のボランティアのチューターが来ることもある。日ごとに異なる人数が来るので、かなり煩雑な作業になる。それとは別に給食を食べないとなると、おかずの食数の変更としてその数を学校給食会に報告しなければならない。例えば、遠足や社会見学の時である。報告は平日の中4日あけないと給食を止めることができないので、これもかなり神経を使う作業となる。このような業務を給食事務の担当が行っているが、親子方式になった場合、中学校分の食数の報告は誰が行うことになるのか心配している。人員が配置されるのかわかれば教えてほしい。現在、栄養教諭・学校栄養職員は23名配置されており、中学校数と一致するので、親子方式の対象となる小学校に配置することになるのか教えていただきたい。

【事務局】

まず、親子方式の対象となる小学校給食室の工事期間における給食提供についてだが、細かい事例までは把握しきれていないが、期間中は、弁当事業者による弁当を提供して対

応したという事例があると聞いている。今回の想定だと改修でも4カ月の工事となっているので、夏休み中に工事をして、2カ月以上は通常の給食の提供ができなくなってしまう。ある小学校の整備を行い、余分な食数を提供できる状態にして、別の小学校に提供しながら、その別の小学校の工事を行うということも可能かもしれないが、実際に事例を把握しているわけではない。いずれにせよ、一定期間は通常の給食提供が難しくなるので、その期間は弁当持参をお願いするか、事業者からの弁当提供を行うか、他の方策をとるかといった対応策が考えられる。指摘されているとおり、夏休み期間に全校一斉に工事をするというのは難しいと考えている。そこで今回の調査結果では毎年5校ずつ工事し、開始時期がずれていくスケジュールを想定としている。

次に、栄養教諭・学校栄養職員の配置についてだが、親子方式については明確な基準がないため、親子方式の小学校には、小学校と提供する中学校の食数の合計数に基づき、栄養教諭・学校栄養職員が配置されると想定して試算した。今の小学校は550食を下回る学校が多いので、小中学校の合計数で配置されることになれば、配置人数としてはかなり増えると考えている。とはいえ、1校に1人配置されるわけではないので、実際にどのような体制になるかが決まらなないと、現時点ではお答えするのが難しい。

【名取（小学校栄養教諭）】

親子方式のように1校で2校分の給食を作り配送するということでは、数年前に鶴久保小学校と田戸小学校とで実施したことがあったと思うが、その際の情報はなにか。

【事務局】

鶴久保小学校と田戸小学校を含めて2例ほど把握している。わかりにくく申し訳なかったが、先ほどの説明のうち、小学校間での親子方式について事例を把握していないとしたのは、全体の整備計画の中で順繰りに工事をしていく事例は把握していないという意味である。

【小沼（小学校保護者）】

スケジュールの説明によると、5校ずつ整備すると開始時期に5年ほど違いが生じる想定になるようだが、既存の施設で提供できる学校については、試験的に先行して給食を実施することなどは想定しているか。また、給食開始時期について、全市一斉を目指すのか、整備しやすい学校から順に進めるのかそれぞれ方法があると思うが、学校によって2年、3年と給食開始時期が異なるようだと、中学校の場合、学校選択制がある中で、自分の進学できる学校のうち、給食を実施している学校としていない学校があった場合、保護者としては実施している方に行かせたいと考えるのではないか。

【事務局】

現在の想定では、自校方式と親子方式の場合、夏休みの期間を活用しながら工事を進めることなどもあり、特に親子方式は実際に使用している給食室を工事することになるので、どうしてもある程度年数がかかってくると考えている。不公平だという意見もあると思われるが、少しでも早く実施していきたいという思いもあるので、整備して提供可能となった学校から順次開始していくことになるのではないかと考えている。自校方式については年間5校ずつ整備する計画となっているが、他にいい方法がないかは引き続き検討していきたい。なるべく早く全校に実施できるように取り組んでいきたいと考えている。

試験的な先行実施については、現時点では考えていない。親子方式については、試験的な実施が可能となる場合もあるかもしれないが、自校方式、センター方式については新しい施設を建設しなければならないので、試験的な実施は難しいと考えている。

【西川（中学校教諭）】

家庭科教諭としてこの会議に参加しているが、授業の中で、子どもたちに給食と弁当のどちらが良いかと聞くと、数年前は弁当の方が良いという答えが多く、理由を聞くと好きなものが食べられるからという答えが返ってきた。しかし最近の子どもたちは、温かいものが食べられるし、いろいろなものが食べられるので給食の方が良いという答えが返ってくるようになった。家で食べる機会がないようなものも食べることができるので、給食の方が良いと答える子どもたちも多くなってきているので、ぜひ早く給食を始めてほしいと思っている。

中学校側としては、給食が開始されるということは聞いているが、いつ頃始まるかという情報が全くない状況なので不安に思っている。先ほど小学校側からも意見が出ていたが、今まで中学校の教員は配膳をしたこともないので、実際にどのようにすればいいのだろうというのが正直なところなので、ぜひ事前に研修などを行ってほしいと考えている。また可能であれば早めにいつくらいを目途に給食を開始したいと示してもらえると良いのではないかと思う。資料2を見ると実施方式別にスケジュールが記載されており、早いものだと平成32年度には給食が開始される想定となっている。まだどの実施方式になるかはわからないので、実際には変わってくると思うが、早ければ平成32年度から給食が開始されると考えて良いのだろうか。

【事務局】

今後の検討状況や、どの実施方式に決まるかということもあるが、早ければ平成32年度開始ということについては、公表している資料であり、すでに新聞報道もされている。確定ではないが、最短で平成32年度と考えて構わない。事務局としてもなるべく早く実施できるように努めていきたいと考えている。

【栗原（中学校校長）】

調査報告書の自校方式判定（18～21 ページ）に給食室建設に伴う課題等が記載されているが、これらの課題を解決するための方策等は考えているのか。

【事務局】

課題の中では、多少なりとも解決策のあるものと実際に解決が難しいと思われるものがある。例えば、グラウンドを候補場所としている場合には、これ以上敷地面積を増やすのは現実的ではないので、その分グラウンドが狭くなってしまい、課題というよりは、そのようになってしまうということになる。一方、技術室を候補場所としている場合には、技術室を移設した上で給食室を建てるということで課題の解決策になればと考えている。現時点では、この程度までの解決策しか想定できていない。

【栗原校長】

技術室については、教科指導の中に入っていることなので、技術室の移設先としてどこを候補にするのかということと、その間の授業をどうするのかということまで考えているのかという点を心配している。私は技術家庭科の研究会の会長を務めているが、平成 31・32 年度には全国規模の研究大会も予定されており、一斉に研究に取り組む時期でもあるので、その時に技術室が使えないとなると様々な支障が出ることになる。技術室は校舎外の施設が多く、給食室の建設候補場所になりやすいということは理解できるが、親子方式の場合、工事期間中、小学校の給食室が使えなくなるのと同様に、またはそれ以上に教科指導の点で課題が多いと感じるので、しっかり見通しを立てた上で取り組んでいただきたい。

【座長】

研究大会についての情報提供もあったが、いずれにしても教育活動への影響については、慎重に対応していくということにしたい。

【河合（小学校給食調理員）】

この調査結果がすべてではなく、これを目安にして今後検討するという説明をいただいているが、この結果を見た上で、調理員でも検討したので、お伝えしたい。

112 ページに実施方式別比較表が記載されている。比較する上ではわかりやすい表になっているが、例えばドライシステムについて、既存の小学校給食室のうち学校給食衛生管理基準に基づくのは2校のみということになっており、親子方式ではドライシステムでない給食室を改修するというので、判定が△になっている。確かに現在の基準は満たしていない施設だが、ドライ運用というかたちでその基準に近づけるべく、努力をしているというのが現状である。また、114 ページの「12 衛生管理等」では、調理場の数が少ないことが判定の基準となっているようだが、調理場の数としてはセンターは1、2カ所だとして

も、その分面積も広くなり、携わる人間の数も多くなるという点を考えると、必ずしも管理しやすいということにつながるのか疑問に思う。現在小学校と特別支援学校で48校分調理場があるが、それぞれの調理場で、きちんと管理すべく動いている。この比較表がすべてではないということはあるが、様々な視点で判定ができるということを十分考慮していただきたいと思っている。

また、運営方式に関して直営と委託の資料があるが、全体的には委託にした方が費用は抑えられるという面があるかと思うが、私たちは今直営で行っている中で、献立の検討や物資の検討、設備の課題についても教育委員会と直接関わりを持つことができおり、充実した給食に反映できているのではないかと実感しながら仕事をしている。他都市でも民間に委託している小学校給食は多いが、民間委託の場合、デザートや品数が増えるなど良い面も出てくるかもしれないが、品数が多くなるという裏には、冷凍食品が増えるなど、食材に変化が出る場合もあると思っている。それぞれに良いところがあり、費用にも違いがあり、一概に判断できないのは十分にわかっているが、様々な角度から検討してほしいと考えている。

私たちは現在小学校で安全面、衛生面に十分注意しながら、おいしい給食を提供できるよう作っている。子どもたちには、中学校でもぜひ同様においしい給食を食べてほしいと思っている。また、大量調理をするノウハウは持っているので、今後中学校給食の実現に向けて取り組んでいくにあたり、私たちもできることがあれば、協力したいと考えている。

【伊藤座長】

貴重な意見に感謝申し上げます。前段の実施方式の比較の表の見方については、物差しの当て方によって、評価も変わってくるということについては、市議会や他の検討組織においても同様の意見をいただいております、慎重に検討しなくてはならないと考えています。

【島田（中学校教諭）】

4点質問したい。

まず、自校方式について、学校現場には確認しておらず、あくまでも目安として、今後はこれを参考にしながら議論を進めるとあった。最終的に実施方式を決定するまでには学校現場の声を聞いていただけるのか、それとも実施方式が決まった後、実際にどうやるのかということで現場の声を聞いていただけるのか、現在の考えを伺いたい。

2点目は、センター方式について、資料2の6・7ページに、1カ所設定と2カ所設定とでそれぞれの候補地を設定し、1カ所の場合、旧平作小学校でシミュレーションしているが、用途地域が異なる関係もあり、建築基準法第48条の許可が必要とのことであった。今のところ実際に利用できる場所がないため旧平作小学校を想定しているのだと思うが、実際にセンター方式になった際は、その建築基準法上の問題はクリアできるのかどうか確認したい。2カ所設定の場合も工業地域等を想定しているが、実際に決まった場合、土地

を確保できるのかなどの課題があると思うが、実際にクリアできるのか。センター方式に決まった後で、万が一課題をクリアできないとなった場合、どうなるのか伺いたい。

本日の議論の中で、親子方式の最大のメリットは小中連携に関連して食物アレルギーなどについて、小学校から継続して対応できることではないかと思っていたが、常葉中学校が諏訪小学校と組むことができないとの事例などの議論から、それが厳しいということがわかった。こうした中で、実際どこまで小中連携をしつつ、上手に親子方式のメリットを反映できるのか疑問に思った。資料5-1では、親子方式の場合、調理担当小学校に任せきりにしない体制をつくとあり、そのとおりだと思うが、先ほど小学校の給食事務を担当する教員の業務内容を聞き、実際に中学校でどのような事務をすることになるのかわからないと感じた。恐らく、全体を把握することができ、小学校とも上手に連携を図れるベテランが担当した方が良いのかもしれないが、どのようにすれば小学校にあまり負担をかけずにできるのか伺いたい。

最後に、給食費の公会計化について質問したい。他県で給食費の公会計化をしたが、給食費を集めきれずに財政面を圧迫しているというような話も聞いている。公会計化にはメリットもある一方、新しい課題が生じることもあると思われるが、どのように考えているか。

【事務局】

1点目の学校現場の声を聞くタイミングだが、想定している進め方について意見をいただくかもしれないが、現時点ではこの連絡協議会の構成員の方々を中心に、それぞれの所属団体で意見を集約していただき、実施方式についての意見をお聞きしたいと考えている。その後、給食を開始するまでに、実際の学校での動きなどについて、機会を設けて意見を伺い、具体的な心配事を一つ一つでも解消していきたいと考えている。

2点目のセンター方式の件だが、まず1カ所で想定した旧平作小学校については、建築基準法第48条ただし書の許可とは、本来建てられない用途地域に、給食センターという工場用途の施設を建てることに対して、許可が必要となるということである。その場合、周辺の住民の方などに対し公聴会を開催し意見を伺った上で、建築審査会の同意が必要となる。そのため、例えば周辺住民の方々が反対するような状況になった場合、建築審査会の同意が得られるか見通しが立てられず、現時点では答えることが難しい。また、1カ所想定、2カ所想定いずれも用地を新しく購入するとなった場合、具体的な候補地があるわけではない。給食センターに必要な面積規模の土地が売りに出されることもあるとは聞いている。ただし、そのタイミングが合うかということと、用地を購入する場合には当然相手先があり、金額が折り合うかということもあるので、購入にかかる時間も含めて見通しを立てにくい要素があり、リスクになるとは考えている。センター方式についてはそのリスクを見込んだ上で進めることになるため、場合によっては今回示されたスケジュールよりも大幅に遅くなることもあり得るのではないかと考えている。

3点目の親子方式の際の小・中学校間の連絡については、現在中学校で行っていないので、どのような方が担当するかなどはわからず、現時点では、小学校の配置を参考にして、円滑に進むような配置ができるように努めていきたいとまでしかお答えできない。

4点目の公会計化についてだが、これは新年度になってから改めて報告する予定だが、先般、市議会議員の提案により、横須賀市給食条例が平成29年市議会第1回定例会において可決された。これに基づき、学校給食費を公会計化することになる。実施時期は今後規則で決めることになるが、平成29年度予算で、公会計化の準備経費について予算要求し、可決されたので、基本的には平成30年度からの公会計化を目指し、平成29年度は準備を進めていくことになると考えている。指摘されたとおり、他都市の事例では公会計化に伴い教職員の負担は軽減されたが、学校を通して給食費を徴収しなくなることにより、収納率が下がるということも聞いているので、なるべく高い収納率を維持できるように取り組んでいきたいと考えている。

【大谷（養護教諭）】

所属団体に持ち帰り意見集約という形で意見を聞いていただけるとのことだが、スケジュールを見ると、4月から5月に事務局で実施方式案を作成となっている。年度末であり、所属団体の意見集約となると非常にタイトなスケジュールになるが、いつ頃までに集約をすれば間に合うか伺いたい。

【事務局】

まず、本日も年度末の多忙な時期に会議を開催させていただいたことを大変申し訳なく思っている。また、年度初めの忙しい時期で申し訳ないが、現時点では4月中を目途に意見を事務局にお伝えいただければと考えている。大変厳しいスケジュールであるとは思っているが、現時点ではそのような形をお願いをさせていただくことを考えている。

4 今後の予定

【事務局】

会議録は、完成次第、確認の依頼をするので、協力をお願いしたい。

この後の具体的なスケジュールは、先ほども少し説明させていただいたが、構成員の皆さまには、本日の会議内容を所属団体に持ち帰り、情報共有をお願いしたい。今後、いただいた意見をもとに教育委員会では実施方式案を作成していくことになるが、なるべく多くの意見をいただき、それらを踏まえ、総合的に判断し作成していきたいと考えている。特に、今回は実施方式案を作成する前の最後の段階となるので、実施方式に関する部分を中心に意見をいただけるようであれば、4月中を目途に、事務局までお伝えいただきたい。

整理すると、本日の会議内容、所属団体等の皆さまからの意見、市議会特別委員会、推

進本部、専門部会等からの意見を踏まえ、5月中旬頃を目途に、事務局で実施方式案を作成したいと考えている。作成した実施方式案については、改めて構成員の皆さまから意見を伺いたいと考えている。年度始めの忙しい時期であり、大変申し訳ないが、このようにお願いしたい。

また、新年度からのこの中学校完全給食推進連絡協議会について、基本的には、現在の構成員の皆さまに継続していただきたいと考えている。改めて、構成団体宛てに、確認の依頼をする予定だが、協力をお願いしたい。

なお、現在の事務局は学校保健課だが、4月1日付の組織改正によりスポーツ課の学校体育係と統合し、保健体育課に名称が変わるため、今後は保健体育課給食係から文書を送付させていただくのでご承知おきいただきたい。

5 閉会

【伊藤座長】

以上で、中学校完全給食推進連絡協議会平成28年度第3回会議を終了とする。